

鎌倉末期の甚目寺庄相論について

松 島 周 一

やや隔靴搔痒の感もある記述は、従来の甚目寺庄への理解がどのようなものであったのかをわれわれによく示してくれるであらう。

こうした状況を打破するための視角は、一九九〇年代の諸研究によって次第に整えられたのではなからうか。具体的には市沢哲氏の「鎌倉後期の公家政権の構造と展開」³⁾や川端新氏の「荘園制成立史の研究」⁴⁾にまとめられた諸論である。その中でも小稿での作業に関わる部分として筆者が重視したいのは、まず市沢氏が述べられた、鎌倉後期には本家と領家など都市領主間で荘園領有をめぐる抗争が起こっていたとの指摘、徳政や別相伝に関わる裁定を例に挙げつつ治天の君が誰に所職を与えるのかを認定していったとの指摘などである。後述するように、これらの視角は甚目寺庄をめぐる鎌倉末期の錯綜した状況を理解するためのひとつの鍵となるように思われる。また、川端氏は庄園成立史の研究水準を大きく書き換える議論を展開されたが、その中でも重要と思われるのは、従来の奇進の連鎖の上に

尾張国海部郡にあった甚目寺庄（現あま市周辺）は、成立の年代や経緯が未詳のままである。従って、荘園領主による領有のあり方も判然とはしない。ただ、鎌倉時代末期の十四世紀はじめ、この荘園の領有をめぐる相論が起こったことについては、関係史料がある程度まとまって伝存している。ところが、その展開を辿るとさまざまな立場の者たちが錯綜した主張を述べ合っており、それらを一度整理し直さなければ荘園の領有や伝来なども明確にならないようにも思われる。管見の限り、甚目寺庄についての専論は特に見出せないが、たとえば『日本歴史地名大系 愛知県地名』¹⁾や『角川日本地名大辞典 愛知県』²⁾の「甚目寺庄」の項目がいずれもこの相論に触れている。しかし、そこからは、なぜこの相論が起こり、またそれがこの荘園の歴史の上でどのような意味を有するのかなどの点についてあまり確認できないように思われる。これらの優れた辞典類の、

職の重層性が成立するとの理解に対して、院や摂関家などの命

令によるいわば上からの立庄に庄園成立の上で大きな意味を見出した視角であり、そこでは優位な上位者としての本家の下、立庄に関与した者が預所職を得るのが庄園の基本構造であるとの指摘がなされている。この視角からは、甚目寺庄の成立を考へるための手掛かりや、さらに以後の伝領や相論を読み解くための前提条件も見出せるように思われる。基本的にこれらに基づく現在の研究水準によって史料を検討し、甚目寺庄の成立や伝来、相論などについてのケーススタディを行なうことが、ま

ず以て小稿の目的である。

そうした視角から関係史料を見て行くと、そこには所領の確保を求める側ばかりでなく、それを認定し、あるいは没収し、また裁定を下すなどの行為をみせる上位者の側にも、さまざまに思惑や立場が存したことが窺える。それを整理し、把握していくためにも、当該期の政治情勢の推移にも目配りすることは重要であろう。また、関係史料の文言は重要であるが、その多くは訴訟に関わって作成されたものであり、自己主張の色合いが相当地に濃くなっている。それが直ちに客観的な事実として捉え得るか、誇張や事実誤認、曲解などが無いのかは注意が必要であろう。その検討のためにも、庄園の成立や様相をめぐる研究が積みあげてきた成果を踏まえて行くことが求められる。それらの点にも留意しつつ作業を進めたい。

二

まず関係史料を掲げる。京都の勸修寺の僧侶が相論に加わっていたこともあり、殆どが「勸修寺文書」として残されたものである。従来『大日本史料 第六編之二』『同三』に翻刻されていたが、近年ではさらに『愛知県史 資料編八 中世一』にも収載され、史料として活用しやすくなっている。

史料①「関東御教書并事書案」

尾張国甚目寺庄事、々書一通如此、以此旨、可令申入西園寺入道前太政大臣（実兼）家之状、依仰執達如件、

元応二年七月廿九日

相模守（北条高時）判

前武藏守（金沢貞顕）判

陸奥守（大仏維貞）殿

惟宗氏女代成宝与権石中弁（堀川）光継朝臣雑掌行円相論尾張国甚目寺庄事、成宝者、依為得長寿院領、帶御治世（後宇多院）院宣、行円者賜 新院（花園院）院宣、及狼藉之間、就六波羅注進被下解状、所番數問答也、訴陳之趣、雖多子細、光泰卿（光継父）息女（号吉祥）為伝領之仁条、両方所進証文無相違歟、而依称申父子敵対之由、去嘉元々年被付光泰、々々所劳刻、以当庄可為伏見院御領之由載置文、為二代院（伏見・後伏見）御領之处、惟宗氏構敷通謀書、掠賜御治世院宣云々、就之相互雖及謀実論、云成宝、云行円、所申共以為非拠歟、所詮吉祥女相伝之地、

称父子敵対、永代難被付光泰卿之間、不可依彼置文、仍難称伏見院御領、宜在 聖断之由、可被申入両 仙洞(後宇多・後伏見)之旨、可言上西園寺殿、

【() は割注。() は筆者注。以下同】

史料②「後醍醐天皇綸旨案」

尾張国甚目寺庄事、如関東状者、非棄捐之義歟、早可領掌之由、可令佞仰吉祥女者、天氣如此、仍執達如件、

元亨三年二月十三日

中宮大進判

謹上 按察法印御房

史料③「後醍醐天皇綸旨案」

尾張国甚目寺庄、去々年の 勅裁にまかせて知行せらるへきよし、仰下され候也、

正中二年三月十三日

左少弁(万里小路季房)判

吉祥とのへ

史料④「僧源淳重申状」

山門東塔北谷住侶源淳謹重言上

欲早重賜御拳経 奏聞、且依相伝道理、且任元亨・正中

勅裁、預聖断、全知行尾張国甚目寺庄間事、

副進

一通 相伝系図

一通 関東御教書并事書案(元応二年七月廿九日、

吉祥女相伝之子細分明也)

一通 綸旨案(元亨三年二月十三日・正中二年三月

十三日)

此外相伝証文等、依事繁略之、

右庄者、自勸修寺僧正(成宝)坊至吉祥女(法名真如)、数代相伝無相違所帯也、而非分之輩、闍本主吉祥女、致掠訴之間、重々被経御沙汰処、為吉祥女本主之条、関東事書并去元亨・正中両度之 勅裁炳焉也、爰勸修寺、当寺務就被掠申、不及札明之御沙汰、去嘉暦元年被下物忿之 綸旨之条、難堪之次第也、所詮於当庄者、吉祥女重代相伝無相違之間、去元徳二年讓与于源淳畢、仍去正月賜御拳、付進山門職事之処、御奉行御移伝之間、不及是非之御沙汰之上者、早賜御拳状、預急速御 奏聞、任両度之 勅裁、預安堵 聖断、為全知行言上如上件、

建武元年十月

史料⑤「甚目寺庄相伝系図」

尾張国甚目寺庄相伝系図

成宝(勸修寺僧正房)——菅原氏女(熱田宮女)

藤王女——道惠

吉祥女(法名真如)——源淳

【() は傍注】

史料⑥「光嚴上皇院宣并勸修寺領目錄寫」

門跡領等、御當知行不可有相違之由、院宣所候也、仍言上如件、

建武三年九月十七日

(四條) 隆蔭

進上 勸修寺僧正御房

追言上

目錄封裏返進之候、謹言、

勸修寺領

……

尾張国甚日寺

……

以上十八箇所

建武三年九月十七日

史料⑦「勸修寺僧某申状案」

尾張国甚日寺庄者、勸修寺長吏」

「為相伝之地、讓与養君雅宝、雅」

「間、二代長史相統知行、未來不易之門、雖」

「門(成力)宝僧」 「三年如寺領分讓

門弟等、或貽嚴重之遺誠、惑(或)加慫慂之裏書、彼状云、面々志定讓与之所々、皆是勸修寺沙汰之間、相計之処也、然者此人々若他行移住事出来者」 「及彼等進退、為

長吏之下知可致沙汰(云々、取詮)、隨而當」

「法印之状、同所載此子細也、而間、雖片時、離門跡不可有非分之相承者也、爰成宝僧正入滅之後、坊人長尊法橋妻室藤原氏女、相語親宝僧都(成宝弟子、非附弟)、令乞作無窮之状、恣令押領之条、言語道斷之所行也、縱親宝僧都帶僧」 「主雖致沙汰、如員外非

分之女性及領知者、任置文之旨、可為門主之進止、況宗聖法印伝領之地、依何事削寺領之号、永可令牢籠哉、遷迹在于暗者歟、且任一代之置文、達諸人」 「者、德

改(政力)之專一、諸寺諸家之通規也、然者就親宝非分之行事、不可被破成宝慫慂之遺誠者哉、而間去嘉曆二年依申立是等子細、被聞食披、任成宝僧正嘉祿置文」

「領之由、忝預 勅裁畢、隨而當御代最初、為寺領十八箇所内、被下安堵 院宣、知行不可有相違之処、無左右被召放之間、去年度々雖歎申、于今不及御沙汰之条、難堪之愁訴也、若猶不被聞食委細之所存歟之間、重勒子細所言上也、抑当庄者闕東為闕所進 公家之上者、難被付当寺之由被仰下歟、此条歎而有余者也、其故者、称菅原氏女余流吉祥女令伝領歟、而依有父子敵對事、去嘉元年中被付光泰卿云々、其後光繼卿与惟宗氏女、於闕東相論之刻、執奏之趣強非闕所歟、如彼事書者、云成宝云行円、所申共以為非扼歟、所詮吉祥女相伝之地、不可依彼置文、仍難称 伏見院御領、宜在 聖断云々、以之案之、破光泰卿之寄進許也、

所詮当寺專所立申者、雅宝法印伝領以後為寺領之条、右府將軍書状以下支証分明之上、成宝僧正遺誡之趣、寺家不住之輩不可進退寺領之由、懇勸載之、争可被棄破哉、就之被返付者、云闕所之号、云相伝之仁、非御沙汰限者也、且依烈祖之置文被返付旧領之条、当御代間有其類歟、依人不事異者哉、早且被扶一寺之滅亡、且依嘉祿之置文・嘉曆之勅裁等、如元被返付当寺、弥抽御祈禱之精誠矣、

【一】は闕字部分

史料⑧「法眼憲清奉書」

尾張国甚目寺庄御沙汰事、被仰付候也、落居之時者、上下条庄務職、可令知行給之由、被仰下候也、恐々謹言、

文和三年十一月三日

法眼憲清

(花押)

謹上 治部卿法橋御房

もともとは「勸修寺文書」として①⑤が一つなりに纏められており、④の訴訟に際して①、②、③、⑤が副えられた形となっている。⑥、⑦はこれと別に「勸修寺文書」に収められたものである。⑧だけは甚目寺に伝来し、「甚目寺文書」とされるものである。ここでは、それらを元の文書が作成・発給された年代順に配列し直した。

三

ここで取りあげる、甚目寺庄の領有をめぐるの相論について、現存する史料としては、①が最初のものとなる。そこに至るまでの経緯は、主に⑦から窺うことができる。その語るところでは、もともと甚目寺庄は鎌倉前期の頃、長吏として勸修寺を統率する立場にあった雅宝から成宝(①)にみえる「惟宗氏女代成宝」とは別人である。区別のため、以降では「惟宗氏女代成宝」は「成宝B」とする)へと伝領されたものようである。この部分は⑦に闕字があり判読しにくいのが、「譲与養君雅宝」をどう解釈するかということになる。あとに「雅宝法印伝領以後為寺領」とあるから、勸修寺関係者で最初にこの庄を伝領したのは雅宝であり、それは寺外の誰かから「譲与」されたのであつて、そのあと次の長吏である成宝僧正に譲られたのであろう。そして、雅宝・成宝がつづけて伝領したことで「二代長吏相続知行」という実績ができ、以後の勸修寺領としての基盤が固まった、との論理が⑦には示されていると思われる。それゆえ、成宝の「置文」「遺誡」が以後の勸修寺関係者の伝領を支える権威として強調されているのである。

雅宝は「勸修寺長史次第」によれば「中納言顯頼卿男」とある。一方、成宝は「別当惟房息」とあるが、「公卿補任」を見る限り惟房の名を持つ公卿は戦国時代まであらわれず、それゆえこの成宝の父であり検非違使別当でもある人物が「惟房」と

いう名前であることはあり得ない。これは「諸門跡譜」の「勸修寺」の項にあるように成宝を「葉室別当惟方男、権中納言顯頼孫、雅宝僧正資」とするのが正しいであろう。「尊卑分脈」もそうした記載になっている。すなわち成宝は雅宝の甥であり、彼等は藤原（葉室）顯頼の系譜に属する、のちには勸修寺家といわれた家流の者たちであった。顯頼の祖父が房から父顯隆、さらに顯頼らが白河院や鳥羽院の近臣として勢力を振るったことは夙に指摘されていることである。もともとこの家は勸修寺を氏寺的存在としていたから、その出身者が長吏となつていくことも不自然ではない。

こうした家の出身である雅宝・成宝を通して勸修寺関係者に甚目寺庄が伝領されることになつたのであるが、その時に想起されるのは為房が長治二年（一一〇五）六月からおそらく嘉承二年（一一〇七）末まで尾張守をつとめていたこと、また為房の息子であり顯頼には叔父にあたる親隆が久安三年（一一四七）末から久寿二年（一一五五）末まで尾張守であつたことである。甚目寺庄は成立の経緯が不明なのであるが、以上の事実からひとつの筋書を推測してみたい。この庄園は、為房もしくは親隆などこの家流の尾張での受領活動をもとに、その私領を核として、彼らが近臣として仕える白河あるいは鳥羽院の下で、国衙領の分割による庄園の創出すなわち立庄がなされたのではないか。

ここで甚目寺庄をめぐる鎌倉末期の相論を記した①に目を向

けると、成宝Bに院宣を与えてバックアップしている大覚寺統側の論拠は、この庄園が「得長寿院領」であるということに存した。得長寿院は長承元年（一一三二）三月に鳥羽院の御願寺として創建されたが、元暦二年（一一八五）七月九日の地震で倒壊している。従つて「依為得長寿院領」と主張することが鎌倉末期の実態として妥当であつたのかは疑問が残るが、こうした主張を大覚寺統が行ない得たのは、甚目寺庄が本来は平安末期に院権力の下で御願寺領として立庄された事実があり、その認識が残されていたからこそである。すなわち天皇家領のひとつであつた甚目寺庄への、本家としての権限を大覚寺統が行使するとの姿勢が、この文言には窺える。甚目寺庄の出発点としては、まず天皇家領という側面を考えることが妥当ではないか。こうした捉え方は、現在の庄園成立をめぐる研究史とも整合するであろう。

前記のように、庄園成立史に関わる現在の研究水準を考える時、川端新氏の業績を逸することは出来ないと思われる。それは院や摂関家などの命令によるいわば上からの立庄に庄園成立の上での重要な段階を見出す視角であり、その理解によれば優位な上位者としての本家の下、立庄に関与した者が預所職を得ることとなる。こうした庄園の基本構造への視角に立脚すれば、甚目寺庄の場合でも、白河もしくは鳥羽院かその統率下にある天皇家を本家とし、その命令によつて近臣である為房流の一族が預所となる形での庄園形成が行なわれた（岡野友彦氏の端的

な表現に従えば、院の掌握する国土領有権を、近臣として為房流が給付された^⑤）のであり、その際に国衙領を分割して庄園に組み込むために尾張守の地位を当事者が占めている、もしくは占めていたことが有効な助けとなったと考えることが、もつとも以降の展開に整合的ではなからうか。甚目寺庄が雅宝・成宝に譲られ、そこから勤修寺関係者に伝領されたという根本の部分も、これによつてごく自然に理解できるであろう。こうした推測をさらに補強してくれるのが、先にも触れた「……為相伝之地、譲与養君雅宝」の部分である。この記述は、闕字のため必ずしも文意が定かではないが、成宝が雅宝の「資」すなわち弟子であったことから推して、師として成宝の「養君」でもあった雅宝に、その縁から甚目寺庄の所職が譲られた、との意であろう。そうであれば、その譲与を行なった、雅宝以前の所職の保有者は成宝の關係者、すなわち為房の子孫である勤修寺流の者である可能性が高くなる。おそらく、成宝の父である惟方などが、自らに伝えられていた所職の権利を「譲与」したと想定することが合理的ではなからうか。川端氏に従つて考えれば、それはおそらく預所職レベルの問題なのである。

なお、ここで少し先走つて述べると、その甚目寺庄が勤修寺という寺院内部に譲与され、相伝されたこと、さらに得長寿院が早い段階で廃絶していたらしいことなどが相俟つて、もともとの本家である天皇家の存在が次第に薄れ、鎌倉末期ともなるとその権利は有名無実化していき、そのため相論において様々

の錯綜した主張が生ずることとなつて行つたのではなからうか。詳しい事例を挙げることはできないが、たとえば花園院が元応元年（一三一九）に「而雖如形、院中公事又非黙止、如男女又無奉公之仁者不可叶之間、或相伝之私領久有不返給之地、或年貢不濟之地、始有宛課役、旁以非議是多、殊非朕之本意」と述べていることなどは、天皇家の管領する所領の中に「年貢不濟之地」が存在して、その回復のために強硬な手段をとることもあつた状況を窺わせると思う。そのため、天皇家内の家流である持明院統が知行者の改替などで改めてそれを管領しようとするのが「始有宛課役」とも見えるような現象となり、あたかも新しい知行者からの「寄進」であるかのように捉えられることにもなつたのではないか。

話を雅宝に戻すと、彼は「勤修寺長史次第」に「建久元年（一一九〇）五月十三日卒〔六十〕」とあり、鎌倉時代最初期まで生存した人物である。⑦では「右府將軍書狀以下支証分明」というから、甚目寺庄の領有について源頼朝からの安堵も得ていたものであろうか。そのあとの成宝は、「勤修寺長史次第」では「任日未考」とあるから正確な任命の日付は不明であるものの、雅宝の没後まもなく長史の立場を継いだものであろう。「安貞元年（一二二七）十二月十七日卒〔六十九〕」とあるから、三十代前半くらいでの相承であつたか。なお、彼が没した安貞元年は嘉祿三年から改元された年であるから、⑦にみえる「成宝僧正嘉祿置文」との表現とはちょうど一致する。このように

みてくると、⑦の「……門（成力）宝僧」――「三年如寺領分讓門弟等、或貽嚴重之遺誡、惑（或）加慇懃之裏書」という部分は、闕字を含んで解釈しにくいもの、おそらく成宝によって嘉禄三年に作成されたのであろう置文を指しての説明と捉えてよいと思われる。

四

雅宝・成宝の両者より以降、⑦では甚目寺庄を、鎌倉時代を通じて勤修寺関係者により「進退」がなされる「寺領」として継続したと主張するが、それと対立する主張を行なったのが、①や④などにみえるように、成宝から菅原氏女が譲りを受け、そこからこの庄が伝領されたとする、吉祥女へと繋がる系列の者たちであった。双方の主張は平行線を辿らざるを得ないし、その対立は長期にわたってつづいたと思われる。「光泰卿（光継父）息女（号吉祥）為伝領之仁条、両方所進証文無相違歟」という①での幕府の認定などから見ると、吉祥女へとつながる側が実質的な甚目寺庄の支配に関わっていたと思われるが、残念ながら具体的な経緯は不明である。七十年以上にわたったであろうその対立に大きな変化が訪れたのが、嘉元元年（一一三〇三）のことであった。①にあるように、甚目寺庄を受け継いでいた吉祥女が、その父である藤原光泰と「父子敵対」となり、その結果として甚目寺庄は光泰に「被付」たのである。その裁

定を具体的に誰が行なったかは史料に記されていないが、後述するように、持明院統の伏見上皇などの「勅裁」であった可能性も高いと思う。また、あるいは当時は大覚寺統の後二条天皇の治世であり、後宇多院による院政の時代であったから、形としては（伏見院の意向なども受けつつ）その下で②や③のような「勅裁」がなされていた可能性もあろう。

一見したところでは、吉祥女との「父子敵対」ゆえに光泰の甚目寺庄に対する権利を認めるようなこの裁定は無茶である。吉祥女は「法名真如」とあるように、出家した立場で甚目寺庄を相伝したと思われる、それは「父子」の関係で光泰から受け継いだものではないであろう。にもかかわらず、何故そのようなことが罷り通ったのであろうか。

この点については、①に「光泰所勞刻、以当庄可為伏見院御領之由載置文、為二代院（伏見・後伏見）御領」とあることが手掛かりとなるのではないか。光泰は「公卿補任」によると嘉元三年三月に没しているが、その際に甚目寺庄を伏見院領として奉仕するよう置文を残したというのである。ここから推測できるのは、光泰による甚目寺庄の知行が可能となった背後には、持明院統の圧力があったのではないかとということであろう。前記のように当時は大覚寺統の治世であったが、光泰による甚目寺庄知行が実現した嘉元元年には、まだ持明院統の中心的存在である後深草院が健在であり（崩御は嘉元二年）、大覚寺統の中心である龜山院（嘉元三年崩御）と並び立っていた。そう

した両者もしくは両勢力間の政治的折衝によって、この庄園を
持明院統のものとする了解がなされ、その持明院統の下での預
所職が光泰に給付されたために、表面にあらわれる領主のレベ
ルでは吉祥女から光泰への知行の移動が起こったように見える
と考えれば、一見すると不自然な事態の推移を整合的に捉える
ことができるであろう。このような嘉元年間の出来事は、この
庄園の成立過程を平安末期の院政の下における御願寺領として
の立庄と近臣の関与（いわば天皇家領の一部としての形成）、
その近臣への預所職の給付という枠組によって捉えようとした
前記の見方とつなげてみると、次のように理解できるのではな
いか。光泰は娘の吉祥女から甚目寺庄の知行（預所としても）
であったが、おそらく百数十年の「相伝」の間に実質的に領家
化しつつあったのではないかと奪取するに当たり、有名無実
化していた本家の一員である持明院統に助けを求め、改めて奉
仕することを約す「寄進」を行なった。それは当時の「治世」
であった大覚寺統からも認められ、天皇家内でも持明院統を本家
とする甚目寺庄のありようが改めて確定された。そのため、この
庄は伏見・後伏見の「二代 院御領」とされていくのである。

⑦に甚目寺庄を「光泰卿之寄進」とする文言があるが、これ
は以上のような展開を捉えたものであろう。これをそのままに
受けとれば、甚目寺庄への、本家としての天皇家の関与を嘉元
以降に限定してしまうことになりかねないが、このような表現
は①などには見えず、南北朝期に入って、持明院統の系譜であ

る北朝によって甚目寺庄を奪われた側の勧修寺が作成した⑦の
文書にはじめて見えるものである。その陳述は、当該庄園の知
行権を与えた持明院統の側ではなく、与えられた側の行為と権
利を強調する論旨や表現が、事実よりも大袈裟に用いられたも
のと見なければならぬ。それを直ちに歴史的な事実と見るこ
とができるのかは慎重に検討する必要があると思われる。

次にこうした知行者の交替という展開の背景を考えてみる
と、市沢氏が明らかにされたように、鎌倉後期には本家側によ
る収益確保のための庄園支配強化が進行し、預所など下位の職
を保有する側との衝突が起こって、職の秩序が動揺していたこ
とを想定できるのではないかと。その視角からは、この甚目寺庄
における吉祥女から藤原光泰への預所（もしくは領家）職の交
替も、持明院統にとつてより自らに近く統制しやすい、すなわ
ち「院御領」としての実質を強めやすい者への恣意的な切り替
えであったと見ることが可能であろう。このような、持明院統
などの上位者による知行者の交替という現象は、他にも例を見
出すことができる。たとえば「伊勢国証誠寺」について花園院
は「（松殿）冬房卿相伝庄、（伏見）院御管領之時、召放之給女
房、朕雖知冬房理、依闕如于今未返給」と述べている。たとえ
「相伝」の「理」があっても、上位者の恣意によって知行を奪
われる事態が起こり得たのである。

一方、鎌倉末期ともなれば、庄園成立時の本家（上位者）優
位の構図は基本的に変わらないにせよ、「相伝」を重ね既成事

実を積みあげた預所あるいは領家の側も、簡単には本家の措置に従わず、自らの権利を主張して抵抗することもあったであろう。立庄自体は本家によるものとしても、その出発点には関係者の私領を核とするような「寄進」も庄園形成の一環として存したと思われるし、そこから代を重ねた「相伝」の論理も預所などの権利を正当化する上では一定の有効性を持ったのではないか。たとえば花園院が退位後の元応元年（一三一九）に「隱居之思」を抱き「抑朕管領之中、相伝之地、本主不返給之所兩所相殘、於自余者、随分廻思慮所返付也」と述懐しているのも、ひとつには所領の経営と維持に苦悩する生真面目すぎた彼の性格も影響しているのであろうが、一方では上位者の恣意によって「相伝」の権利を奪われた側からの反発と異議申し立ての働きかけがあったからこそ、そうした苦悩を花園院が抱くことになつたとも考えられる。実際、上位者の側が預所など下位者の職を恣意的に奪うような職の混乱に対処する内容を、当時の公家新制に見出せることが、市沢氏によって指摘されていることは重要であろう。

五

以上のような前提と展開のあとに、元応二年（一三二〇）近くなつて①のような相論が起つたのであるが、ではそこに載る鎌倉幕府の裁定は、どのような意味を持つのであろうか。ま

ず相論自体の中身であるが、「惟宗氏女代成宝与権右中弁（堀川）光経朝臣稚掌行円相論尾張国甚目寺庄事、成宝者、依為得長寿院領、帯御治世（後宇多院）院宣、行円者賜新院（花園院）院宣、及狼藉」という展開からは、それまで持明院統の下で甚目寺庄の支配が行なわれることを認めていた大覚寺統側が立場を変えたことが窺える。惟宗氏女の代理である成宝Bは後宇多院宣を得ているとして甚目寺庄の知行を主張したという。前記のように、得長寿院は鳥羽院の御願寺ではあったが鎌倉初期には廃絶していたようであるから、その院領であるとの言い分は実体の無いものであろうが、ともかくそれを認め、持明院統が伏見・後伏見二代にわたつて本家として振る舞つてきた（二代院御領）とはそうした意味であろう。経緯と真つ向から対立する院宣を大覚寺統は出しているのである。

なお、前記のように、後宇多院宣が甚目寺庄を「得長寿院領」としているのは、この庄が天皇家領のひとつであったことを推測せしめるものであり、大覚寺統がその本家としての権限を持明院統から奪つて行使するとの姿勢を示しているものといえよう。

こうした大覚寺統の動きから想起されるのは、鎌倉後期に治天の君権力が庄園所職の個別安堵を行なう方向性があらわれることを、市沢氏が徳政や別相伝に関わる事例から指摘されたことである。この甚目寺庄の場合でも、治天の君である後宇多院の院宣によって新しい職の保有者（惟宗氏女）が指定されたと

いえよう。ところが、その対抗相手となる堀川光継を支えるのは、やはり天皇家の一流であり、嘉元以来この元応二年までの十数年間にわたる実効支配によって「二代院御領」としての実績を重ねた持明院統なのである。そのため、治天の君とそれに対抗し得る本家との対立という状況が生じてしまったのが、この相論なのであった。貴族政権側で対処しきれないのは当然であり、訴訟当事者である成宝Bと行円が幕府の裁定を求めざるを得なくなったのは自然な流れであった。それは勿論、実質的には大覚寺統と持明院統の争いが幕府に持ち込まれたことである。そうした事例は他にも見出せる。たとえば花園院は元享元年（一二二一）四月にこう述べる。「故室町院御遺領内備中国園庄、生田禅尼依訴申、被遣院宣於関東云々、是偏可為本所之進止、豈依政務可有此沙汰乎、仍遣院宣於関東、可仰披之趣仰合定資卿也、近日政道多如此歟」と。「本所」は持明院統であり、「政務」は後醍醐天皇を擁する大覚寺統である。両者の本家としての所領争いが幕府の裁定に委ねられた事例であり、甚目寺庄の場合と相似の展開であった。では幕府はこのような状況にどう対応したのか。

「云成宝、云行円、所申共以為非抛歟」と、どちらの主張も退け、嘉元以前の状態への復帰である「吉祥女相伝之地」との結論を示しつつ、最後の判定は「宜在 聖断」と天皇の裁定に委ねる①での幕府の姿勢は、一種中立的な対処の仕方とも見える。その本音は、天皇家の内輪採めにはできれば巻き込まれた

くないというものであったのかもしれない。ただ、同時にこの判断は、甚目寺庄を「吉祥女相伝之地」とすること、「称父子敵対、永代難被付光泰卿之間、不可依彼置文、仍難称伏見院御領」すなわち光泰が吉祥女から甚目寺庄の知行を取りあげたこと自体を否定し、それゆえ光泰の「置文」による「院御領」化も無かつたことになるとの論理展開により、伏見院領としての現状も白紙に戻そうとするものであった。

光泰の「置文」によって甚目寺庄が伏見院領となったという捉え方は、おそらく自らの立場は代替可能な薄弱なものではなく、持明院統の本家支配と一体であるとする、いわば自らの職の正統性を強調しようとした堀川光継側の論理であったと思われるが、ただちに事実を示すものとはいえないと考えられる。既述のように、光泰が吉祥女から甚目寺庄の知行を取りあげることが可能であったこと自体、もともとこの庄園が天皇家領のひとつと認識されるものであったこと、鎌倉末期にその実体化の流れの中で持明院統の「院御領」とされ、その際にはじめから光泰にこの知行を給付するとの持明院統の姿勢があったことなどを前提として実現された事柄であろう。また、後述するよう、この庄の知行は以降も預所もしくは領家職のレベルで再三の交替がなされていく。そのこと自体が、知行を給付し、また没収する上位者である本家の優位を示していると思われる。光泰の「置文」を過大評価することはできない。それはおそらく、天皇家領としての甚目寺庄を再建しようとした持明院統が、

その際に光泰に所職を給付してくれたことへの奉仕義務を果たすよう戒めた内容であり、行円らのいわば法廷戦術として、「奇進」的な行為と説明されたものではなかったか。では、なぜ幕府の裁定は、その「置文」を伏見院領化の出発点に据えることになったのであろうか。

それは端的に言って、治天の君となった後宇多院すなわち大覚寺統の主張にも配慮しなければならない幕府にとって、好都合な論理であったためと思われる。真つ向から天皇家内部の分裂による権利争いに白黒をつけるような責任を背負い込まなくとも、この論理に乗つかれば、堀川家側の立場を論難すること、あとはほぼ自動的に「二代 院御領」の現実を尊重しなくても済むという展開に持ち込めるのであるから。ただ、その場合に幕府は、持明院統側がその地を実質的に院領化してきた現実を否定する方向性に踏み出していることになる。こうした幕府の裁定の影響を考えると、大覚寺統にとっては実体の無い主張を否定されても別に痛痒を感じないであろうが、持明院統は現実の「二代 院御領」を失うことになってしまふ。しかも、それを最終的に裁定する「聖断」は、大覚寺統の後醍醐天皇によってなされるのであるから、ここで幕府が示したものは、実質的には大覚寺統寄りの姿勢であったと捉え得る。

ここで、次のなぜがあらわれる。そもそもなぜこの時に大覚寺統は、幕府にこんな配慮をさせるような、甚目寺庄に対する本家としての立場の強調という強硬姿勢を露わにすることに

ったのか。筆者はその理由を、文保元年（一一三一七）から二年にかけて進行した、持明院統から大覚寺統への政権の移動に求めたいと思う。①が出されたのは元応二年（一一三二〇）七月であった。この相論はその前から起こっていた筈であり、時期的にはちょうど、文保二年二月に持明院統の花園天皇が大覚寺統の後醍醐天皇に譲位した前後が想定されるのではないか。この時、持明院統は延慶元年（一一三〇八）八月の花園踐祚以来の、九年余りに及んだ政権の座から転落したことになる。一方、大覚寺統はかつての後二条天皇の治世のように再び後宇多院政による「御治世」となったのである。ここで想起されるのは、市沢氏が臨川寺領を事例に、元弘の乱による後醍醐天皇の失脚と光厳天皇の踐祚が治天の君による給主の交替を引き起こしたことを指摘し、王家領をめぐる両統の対立に言及されたことである。文保の天皇（さらには治天の君）交替もまた、同様な混乱を惹起していたであろうことは想像するに難くない。当時、同様な事例はいくつか見出すことができる。元応元年には「室町院御遺領」として伏見院から花園院へと持明院統内で管領されてきた「伊勢国証誠寺」を「自（後宇多）法皇無故被召之」という出来事があった。また、元亨二年（一一三二二）の播磨国賀屋庄をめぐる動きはもつと露骨である。「賀屋間事、為安楽光院領之由、自（伏見）院有勅裁、随又自（後宇多）法王被下院宣、兩代已如此、無左右被宛行他人、可物忿歎之由所存也、但本理非者未委知、有御問答後、可被下諭旨歟」というから、大

覺寺統の後宇多院も認めていた持明院統の管領（安樂光院は持明院の内にある）を、後醍醐天皇が「綸旨」で引っくり返そうとしたのである。これは大覚寺統が以前の方針を端的に示す事例であろう。さらにこのような動向は庄園についてはかなりではなく、分国・知行国のレベルでも顕著になっていた。文保当時の持明院統は、天皇の交替が、新帝の属する側からの攻勢によって、諸国の国主の入れ替えにつながる可能性を危惧していたのである。文保二年正月の後伏見院の書状と推測される史料に「……仍御分国事も、若無子細候ハ、給主等にも、不可有改動由仰候ハ、朕安堵思致候ハ、可宜之間、如此存候也」とあることなど、端的にそうした事情を窺わせるものであろう。文保元年頃から持明院統が、伏見院（ただし同年九月に崩御）の指揮の下、三河を分国として確保するために幕府などへの策動を行なっていたことについては、筆者も以前に触れたことがある²⁶。甚目寺庄をめぐる①の示すような経緯は、こうした両統の分裂と対立に影響される公武権力の思惑や動向を反映した興味深いものといえよう。

六

このような治天の君としての立場を確保した大覚寺統が、持明院統から天皇家領の支配を次第に奪い、自らの主導の下に預

所もしくは領家職を給付し安堵していく様子の一端が、甚目寺庄をめぐる②や③などの史料に示されているのではなからうか。ただ、この両通を並べてみると、やや違和感を感じる点もある。元応二年（一三三〇）の①で出された幕府の裁定に沿う形で、元亨三年（一三三三）に発給された後醍醐天皇の綸旨が②である。元亨元年十二月に後宇多院は後醍醐天皇に政務を譲っており、いわば後醍醐親政の体制が作られていたから、尚更②は吉祥女側にとつて貴重なものであったと思われる。では、なぜそれから間もない正中二年（一三三五）に再び③が出されているのか。こうした綸旨は天皇側から一方的に出されるものではなく、権利受給者側からの申請があつたためと考えるのが普通である。そうした動きが出てくる前提として、元亨四年のいわゆる正中の変を想起することができるように思われる。

元亨四年九月、討幕を議したとして日野資朝・日野俊基らが捕らえられ、土岐頼有・多治見国長らが討たれた事件では後醍醐天皇の関与も疑われたらしい。おそらく治天の君としての天皇の権威も揺らいだであろうことは容易に想像できる。しかしそれ以上に、①に基づいて②を得ていた吉祥女側は、幕府との関係が悪化すれば後醍醐天皇が①を無視して別の給主に甚目寺庄の所職を与える可能性があるとの危惧を抱いたのではなからうか。それゆえ、改めて甚目寺庄の所職を安堵するように申請したことに天皇側が応えて、③が発給されたものであろう。

こうした吉祥女側の危惧が決して杞憂ではなかったことを推

測せしめるものが、④の記述である。そこにある「爰勸修寺、当寺務就被掠申、不及札明之御沙汰、去嘉暦元年被下物念之繪旨」との一文が、甚目寺庄をめぐる動きが再び流動化していたことを教えてくれる。④は比叡山延暦寺の僧である源淳が建武元年（一三三四）十月に、建武政権に提出した申状であるが、その中で彼が主張しているのは、吉祥女が甚目寺庄を「重代相伝」してきたことは確かであり、それは①、②、③によっても明らかであるということ、自分はその吉祥女から元徳二年（一二三〇）に所職を譲られた正統な庄園の知行者であること、ところが吉祥女の所職は嘉暦元年（一二三六）に勸修寺に「物念之繪旨」によって不当に与えられてしまっていること、などである。嘉暦元年に勸修寺が、おそらく成宝以来の甚目寺庄回復を成し遂げたこと自体は、大覚寺統に属して甚目寺庄の本家の一員としての立場を持つとともに、治天の君でもある後醍醐天皇が、「相伝」などの論理にとられず庄園所職の配分を行なっていることのあらわれである。ただ、前年に③を吉祥女側に与えたばかりの後醍醐天皇の対応としては、やや唐突にも思える。「当寺務就被掠申」というように、勸修寺側からの働きかけが強かったことが窺えるのであるが、それがこの時に功を奏したのは、後醍醐天皇にとって①に準拠した裁定を維持する意思が失われたことを物語っていると思う。あるいは、そうした状況を見て取ったからこそ、勸修寺側の働きかけが強められたのかもしれない。なお⑦ではこれを嘉暦二年のこととして

いるが、おそらく嘉暦元年に発給された繪旨によって、翌年までに勸修寺が甚目寺庄を支配するようになっていたのであろう。以上、あくまで状況証拠からの推測であるが、③から④への展開は正中の変との関わりで理解できるのではないかとの見通しを述べた心算である。

七

⑥は、建武三年（一二三六）九月というから、八月に持明院統の光明天皇が踐祚した直後のものである。九州から東上した足利尊氏の軍勢が京都を制圧し、比叡山に籠もった後醍醐天皇の軍と戦いをつづけていた頃であった。既に後伏見院は四月に崩じており、持明院統は光嚴院をトップに戴いていた。軍事的に足利方の優位は確実なものになり、その推戴する光嚴院が天皇家領を統括する治天の君として、庄園所職などの給付や安堵を行なう状態になっていたのであり、⑥もその一環であろう。これはかつて嘉暦元年に後醍醐天皇が行なった給付の追認である。①以降、甚目寺庄に対する本家としての立場を奪われてきた持明院統からすれば、その一方で大覚寺統が行なってきた②、③、④に見える吉祥女や勸修寺への所職の安堵や給付は、対象が誰であるかに関わらず望ましいものではなかった筈であるが、戦乱がつづく中での急造の治天の君ではまだ、勸修寺が求めたのであろう安堵に対して独自の対応をとることは難しかった

たと思われる。

しかし、室町幕府に支えられた持明院統が北朝として安定化してくると、後醍醐天皇の「遺産」は清算されることとなる。⑦に見える通り、「無左右被召放之間、去年度々雖歎申」と勸修寺は甚目寺庄の知行を失ったのである。⑦は日付を欠くが、その時期はおおよそ推測することができる。「当御代最初、為寺領十八箇所内、被下安堵 院宣」が⑥を指すことはまず疑い無いところである。とすれば、「当御代」は光明天皇在位（一三三六—一三四八）の時期を指すことになり、⑦自体がその間に書かれていることになるから、勸修寺が甚目寺庄を「無左右被召放」たのも、⑥の安堵から僅々十年を経ないうちのことであつた。

ここで興味深いのは、北朝が掌を返したように勸修寺から甚目寺庄の所職を没収した理由について、当の勸修寺側がどのように捉えていたのかということである。それが示されているのは⑦の「抑当庄者関東為闕所進 公家之上者、難被付当寺之由被仰下歎」の部分である。これは北朝すなわち持明院統が由緒や根柢のある勸修寺の所職を否定できると考えているのは、かつて鎌倉幕府がこの庄園を「闕所」として天皇家に進上したと「誤解」しているためではないのか、との勸修寺の見方を示す一文である。しかし、甚目寺庄が「闕所」として進上された事実はない（於関東相論之刻、執奏之趣強非闕所歎）から、北朝がこの庄園に関わり、勸修寺の権利に干渉する根柢も無い、

と勸修寺側は言いたい訳である。元応の幕府の裁定で成宝Bと行円の訴人・論人双方の主張が退けられ、結論が「聖断」に委ねられたことを、幕府がこの地を「闕所」にしたと北朝が「誤解」している、と殆ど言いがかりというしかない決めつけを行なっていることになる。あわせて「破光泰卿之寄進許也」として持明院統が甚目寺庄に本家としての権利を持つとしても、精々光泰の「寄進」からはじまるに過ぎない底の浅い権利であるとした上で、それさえも否定されたこととするでもそもも持明院統すなわち北朝には甚目寺庄への介人の権利は無いのであると、二重に主張しているというのが、ここでの論理構成であろう。そこには自らの権利の強調と相手の立場の矮小化のための論理がある。そうした視線で読めばむしろ興味深い訴訟文書である。ただ、既に見てきたように、この⑦が平安末期から鎌倉初期の勸修寺関係者の動向について貴重な情報を示してくれる史料であることも確かであり、そこからの検討ではむしろ、天皇家がこの庄園に本家として関わりを持っていたことは立庄当時に遡ることはなかったかとの推測が可能になる。その流れから読み進めると、この文書が作成された南北朝期の状況に直接つながる鎌倉末期からの事柄については、自らの訴訟を有利に運ぶために論理を構築することが主になっていて、その結果、甚目寺庄の歴史を誤解させてしまうような記述となっている場合もあるということではないか。

最後の⑧は文和三年（一三五四）のものである。これは観心

の擾乱に伴う正平一統のために、一時的に北朝が解体して、そののち無理矢理に後光厳天皇が擁立されるなどの混乱があった直後である。庄務の給付や安堵について、また何らかの対立があったのかもしれず、「落居之時者」などとあるのもその反映であろうか。ただ、詳しいことは不明である。⑦で述べられている、勸修寺の所職が没収されたあとの新たな被給付者に関わるものと見なすべきであろうか。以後、室町時代の甚目寺庄に関わる歴史は、われわれの視線が届かぬものになって行くのである。

八

筆者の推測するところでは、甚目寺庄とは、白河もしくは鳥羽院政の下で、その近臣であった為房の家流が尾張国守などとして関わりつつ成立した、院を本家とする天皇家領荘園の一部であり、その下の預所職が為房の子孫を介して勸修寺の關係者に伝領された。その間、本家としての天皇家の存在は次第に有名無実化していたのかもしれない。やがて鎌倉末期となると、本家の荘園支配の強化と天皇家の分裂が絡みあつて鎌倉幕府も巻き込んだ相論が展開されたが、その経緯には文保段階での天皇と治天の君の交替も影を落としていた。さらにそののちも南北朝期にかけて、天皇家を取り巻く政治的な情勢の推移により、その下にある所職も勸修寺などの被給付者の間を移動しつづけ

た。かなり憶測に頼った部分もあるが、おおよそ以上のような見取り図を描いてみたのが小稿での作業である。

はじめに述べたように、小稿は一九九〇年代に大きく進展した、平安末期から鎌倉時代にかけての荘園史の研究水準の一部に依拠して、甚目寺庄に関する史料を検討してみようとしたケーススタディである。本来、こうした作業は史料の語るところに従つてまず事実關係を確定することが求められるであろう。ただ、この場合には史料の語る内容自体がやや錯綜しており、捉え難い部分もある。そのため、それらを整理するための手段として、現在までの研究史が積み上げてきた論理に依拠しつつ考察することによつて、史料の文言自体を批判的に検討するという手法も多く用いた。その意味では、筆者の理解不足、考察不足による誤りも見えやすいかもしれない。そうした小稿の妥当性は、縷々述べてきた僅かな内容に、見るべき点があるかどうかで判断を仰ぐしかないであろう。

【注】

- (1) 同書（一九八一年、平凡社）四四五頁以降。
- (2) 同書（一九八九年、角川書店）六五八頁。
- (3) 『日本史研究』三五五、一九九二年。以下、同氏の所論はすべてこの論文による。
- (4) 二〇〇〇年、思文閣出版。小稿で特に依拠したのはその

第一章「院政初期の立荘形態」(初出は『日本史研究』四〇七、一九九六年)と第二章「庄園所職の成立と展開」(新稿)である。

(5) 二〇〇一年、愛知県。以下、「愛」とする。

(6) 「愛」の収載番号は、①～⑤は「七八四(一)」「(五)」である。ただし、小稿では配列の順番を入れ替えてある。⑥は「一〇二六」、⑦は「七八五」、⑧は「一四二七」である。

(7) 注一前掲書では、この部分を「(嘉禄三年に)長史成宝が養父の叔父勸修寺雅宝に譲与」したものと解釈するが、誤りである。雅宝の没年はそれよりも三十七年前である。

(8) 『統群書類従 第四輯下 補任部』所収。

(9) 『群書類従 第五輯 系譜部・伝部・官職部』所収。

(10) 新訂増補国史大系本第二巻、九二頁以降。

(11) 橋本義彦氏「院政政権の一考察」(『書陵部紀要』四、一九五四年。のち同氏「平安貴族社会の研究」(吉川弘文館、一九七六年)に収載)。

(12) 橋本義彦氏「勸修寺流藤原氏の形成とその性格」(『日本古代史論集 下』(吉川弘文館、一九六二年)所収。のち同氏前掲「平安貴族社会の研究」に収載)。

(13) 「愛知県史 資料編七 古代二」(二〇〇九年、愛知県)所載の尾張国司表による。

(14) 「中右記」長承元年三月十三日条など。なお、「帝王編年

記」同日条はこれを「太上天皇(鳥羽院) 御願、得長寿院…供養」とまとめている。

(15) 『山槐記』元暦二年七月九日条など。

(16) 岡野氏「日本の庄園はなぜ教えにくいか」(『歴史研究』五一、二〇〇五年)。

(17) 『花園天皇宸記』元応元年九月六日条。

(18) 成宝からの相伝としている点からみて、⑦において厳しく非難されている「坊人長尊法橋妻室藤原氏女」はあるいは「菅原氏女」の誤記ではなからうか。

(19) 「公卿補任」で見ると、堀川の名字が使われているのは息子の光継からである。

(20) 『花園天皇宸記』元応元年閏七月二日条。

(21) 同九月六日条。

(22) 『花園天皇宸記』元亨元年四月十五日条。

(23) 同元応元年閏七月二日条。

(24) 同元亨二年閏五月六日条。

(25) 『鎌倉遺文』一五六二八。

(26) 拙稿「鎌倉時代の三河国」(『安城市史研究』三、二〇〇二年)。

(27) 『花園天皇宸記』元亨四年九月十九日条以降。

(28) 注一前掲書の「甚目寺庄」の項は、この部分を「当庄が鎌倉幕府滅亡に伴い関東關所として公家に進められた」とするが、これは誤りである。あとに「於関東相論之刻、執奏之

趣強非闕所歟」とあることから、勸修寺側が①の内容を「闕所」の進上としていることは明白である。